

平成 26 年  
第 2 回 土 岐 市 議 会 臨 時 会 議 案

平成 26 年 5 月 8 日

## 平成26年第2回土岐市議会臨時会議事日程

平成26年5月8日（木曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議第25号 泉西小学校校舎棟耐震補強整備工事の請負契約について……	1
日程第4	議第26号 土岐市固定資産評価員の選任同意について……	2
日程第5	議第27号 専決処分の報告及び承認について……	3
	専第3号 土岐市税条例等の一部を改正する条例について	
日程第6	議第28号 専決処分の報告及び承認について……	7
	専第4号 土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例について	
日程第7	議第29号 専決処分の報告及び承認について……	別 冊
	専第5号 平成25年度土岐市一般会計補正予算（第6号）	
日程第8	常任委員の選任について……	10
日程第9	議会運営委員の選任について……	11
日程第10	農業委員会委員の推薦について……	12

議第25号

泉西小学校校舎棟耐震補強整備工事の請負契約について

市は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

平成26年5月8日提出

土岐市長 加藤 靖也

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 泉西小学校校舎棟耐震補強整備工事                               |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札   |
| 3 | 契約の金額  | 507,600,000円                                   |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜県土岐市土岐津町土岐口1956番地<br>館林建設株式会社<br>代表取締役 館林 慶二 |

議第26号

土岐市固定資産評価員の選任同意について

次の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第26号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成26年5月8日提出

土岐市長 加藤靖也

住所	氏名	生年月日

議第 27 号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 26 年 5 月 8 日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 専第 3 号 土岐市税条例等の一部を改正する条例について

専第3号

土岐市税条例等の一部を改正する条例について

土岐市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年3月31日専決

土岐市長 加藤 靖也

## 土岐市条例第9号

### 土岐市税条例等の一部を改正する条例

(土岐市税条例の一部改正)

第1条 土岐市税条例（昭和30年土岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

#### 第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第10条の3第2項中「各号」を削り、同条に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第22条第1項を次のように改める。

第57条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする

る一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第57条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第22条第2項を削る。

附則第22条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号アからウまでの規定中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

(土岐市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 土岐市税条例の一部を改正する条例（平成25年土岐市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第22条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号アからウまでの規定中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の土岐市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。



議第 28 号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 26 年 5 月 8 日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 専第 4 号 土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例について

専第4号

土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例について

土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年3月31日専決

土岐市長 加藤 靖也

## 土岐市条例第10号

### 土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例

土岐市都市計画税条例（昭和32年土岐市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項若しくは第33項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項若しくは第40項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の土岐市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第9項の規定の適用については、同項中「、第30項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第30項」とする。

## 日程第 8

### 常任委員の選任について

土岐市議会委員会条例（昭和 31 年土岐市条例第 24 号）第 2 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定により、土岐市議会常任委員を次のとおり選任する。

平成 26 年 5 月 8 日

別 紙

## 日程第 9

### 議会運営委員の選任について

土岐市議会委員会条例（昭和 31 年土岐市条例第 24 号）第 7 条第 1 項の規定により、土岐市議会運営委員を次のとおり選任する。

平成 26 年 5 月 8 日

別 紙

日程第 1 0

農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 1 2 条第 2 号の規定により、土岐市農業委員会委員を次のとおり推薦する。

平成 2 6 年 5 月 8 日

住所	氏名	生年月日